

社団法人日本循環器学会 役員の報酬・退職金に関する規程

2008年6月27日理事会承認

(総則)

第1条 この規程は、定款第21条に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 この法人の役員及び評議員は、定款第21条に定めるとおりその在任中に報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附 則

1) この規程は、2008年6月27日より施行する。

以上